

婚姻届(日本人同士が日本方式で婚姻する場合)

- 届出できる場所…夫または妻の本籍地・所在地(結婚式の挙行地含む)
- 必要なもの…戸籍謄本もしくは戸籍抄本(本籍地の役所に届出する場合は不要)
- 届書を持参する人のご本人の確認をしますので、運転免許証、パスポートなどをお持ちください。
- 婚姻届を提出されると、住民票の氏と本籍欄は自動的に変更されますが、住所や世帯の変更は、別に届出が必要です。

届出した日が婚姻した日になります。

- 氏名は、戸籍どおりに記入してください。
- 男18歳、女16歳に達していることが必要です。

転出届をしても、転入届をされていない場合は、転入前の住所を記入してください。

戸籍謄本のとおりに入力してください。

- 実父母の名を記入してください。
- 父母が婚姻中の場合は、母の氏は記載しないでください。

養父母がいる場合は、「その他欄」に養父母の氏名、続柄を記入してください。

- 新本籍は、現在ある地番、もしくは、住居表示の街区番号までとなります。
- すでに戸籍の筆頭者となっている人の氏を称する場合は新本籍を記入しないでください。

- 未成年者が婚姻する場合、父母(認知した父を含む)は、その他欄に婚姻に同意している旨と署名押印が必要です(別紙でも可)
- 証人欄に署名押印がある場合は、それに代えることができます。
- 養父母がいる場合は、養父母の同意のみが、必要です。

届出人がそれぞれ自署、押印してください。

婚姻届

平成 22 年 12 月 7 日届出

神戸市中央区長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号						
送付 平成 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 氏名	夫になる人	妻になる人	
	このよしの おつの ゆかの 甲野 義夫 乙野 由香		
(2) 生年月日	昭和 55 年 7 月 12 日 E	昭和 57 年 8 月 1 日 E	
	住所	神戸市中央区加納町6丁目	神戸市垂水区日向1丁目
(3) 本籍	世帯主の氏名	世帯主の氏名	
	甲野 和夫	乙野 由香	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	
	甲野 和夫	乙野 正治	
(5) 同居を始めたとき	父	母	続柄
	甲野 和夫	秋子	長男
(6) 初婚・再婚の別	父	母	続柄
	甲野 和夫	秋子	長男
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	父	母	続柄
	甲野 和夫	秋子	長男
(8) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
	甲野 義夫	乙野 由香	
その他	妻の養父	養母	
	乙野 正治	浩子	
届出人	夫	妻	
署名押印	甲野 義夫 (甲野印)	乙野 由香 (乙野印)	
事件簿番号	住定年月日	夫	妻

- 外国人の場合は氏名は原則として本国名(語)、
- 生年月日は西暦で
- 本籍は国名を記入してください。
- 押印の習慣がない国の人は署名のみで結構です。

届出人、証人が同じ氏の場合は、それぞれ別の印で押印してください。

20歳以上の人にもらってください。(20歳未満でも婚姻されている人は、成年者となりますので、証人になることができます)

- 妻が再婚の場合は、妻の待婚期間(6か月)が経過していることが必要です。
- 但し、前婚の夫との再婚、前婚解消前に懐胎していた子どもを出産した後に再婚する場合などは除きます。

連絡先 電話(331) 8181 番方 自宅勤務先、呼出

署押	名印	乙川 孝一 (乙川印)	甲野 和夫 (甲野印)
生年月日		昭和29年 2月 10日	昭和25年 8月 30日
住所		神戸市須磨区中島町 1丁目 1番地 1号	神戸市中央区加納町 6丁目 5番地 1号
本籍		神戸市垂水区平磯 4丁目 2番地 号	東京都杉並区阿佐ヶ谷南 1丁目 15番地 号

・屋間に連絡がとれるところ。
・携帯番号でも結構です。